附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式第一号（次項において「旧様式」という。）による書類は、当分の間、この命令による改正後の様式第一号によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令・農林水産省令第三号

農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十二条第三項、第五項及び第八項の規定に基づき、農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産大臣　森山　**裕**

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令の一部を改正する命令

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令（平成二十一年内閣府令農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第二項第一号中「製造業者等」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者」を加える。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○財務省告示第五十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百六十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆二千八百二十七億円

ロ　非競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二百二十一億九千七百二十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七百七十七億千五百十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五千六百九十一億七千四百五十万円、同法第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で六千五百五十八億九千八十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九千五百七十七億二千二百三十五万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千百六十二億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で一億千万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二千七十二億円

ロ　非競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二百二十一億九千七百二十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七百七十七億千五百十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五千六百九十一億七千四百五十万円、同法第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で六千五百五十八億九千八十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九千五百七十七億二千二百三十五万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千百六十二億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で一億千万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。